

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月3日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (7名)

会長

8番 榊原 照博  
1番 野口 敏春  
2番 西村 正史  
3番 川下 始  
4番 川崎 豊洋  
5番 福江 晋  
6番 市丸 義則

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦  
池田 信文  
江下 久子  
田島 一昭  
蕪竹 敏治  
大岡 利昭  
内田 圭一郎  
浦田 進  
内田 秀敏  
三原 仁  
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

7番 中島 政秀

(推進委員0名)

#### 4. 議事日程

- 議案第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の変更について
- 議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 議案第120号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について
- 議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第122号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（あっせん）

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第33回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1番の野口委員と2番の西村委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第118号4件、議案第119号4件、議案第120号2件、議案第121号1件、議案第122号2件となっております。</p> <p>それでは引き続き、議案118号、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、同法第19条第6項の規定に基づく意見書の提出について、町長より地域農業経営基盤強化促進計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第118号1番から4番は、関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

事務局	<p>異議なしと認めます。  それでは一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>(農林水産課農政係長、議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、議案第118号1番から4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
内田推進委員	<p>要するに、人数の変更と面積の変更ということでしょ。内容は変わってないということによろしいですね。</p>
事務局	<p>はい、面積の変更と人間の追加です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。  議案第118号1番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。  したがって、1番は異議なしと認め、町長へ回答します。  続きまして、議案第118号2番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。  したがって、2番は意見なしと認め、町長へ回答します。  続きまして、議案第118号3番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、議案第118号4番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、議案第119号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したため、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>調査報告をいたします。 この調査については、2月26日に、〇〇さん、〇〇さん、笹本推進委員、私で現地調査を行っています。 先ほど説明がありました農地は、1枚の田んぼとして、しっかりと耕作されている状況です。ここは以前、圃場整備が行われたところで、良好な農地になっています。 今回は、前回の終了日が令和8年6月5日、その継続のような形になっていますので、特には問題ないと思います。 賃借料についても、米90キロとなっていますけれども、これも前回と同じということで確認がとれています。以上です。</p>
笹本推進	<p>西村委員が言われた通りで、特に補足することはありません。以上で</p>

委員	す。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第119号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第119号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>2月28日に、池田推進委員と〇〇さん、〇〇さん立ち会いのもと調査を行っています。</p> <p>ここは、もともと二面になっていますけど、今度、借りられる〇〇さんが重機を入れて1面にしていました。そして、予定としては、シャインマスカットを植えるということで、資材等も運んでありました。</p> <p>〇〇さんの方は、本当は売ってもいいんだけど、後で息子が帰ってきたときにすると言ったら困るのでということで、貸して作ってもらうということでした。以上です。</p>
池田推進	<p>これ以上言うことはありません。</p>

委員 議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第119号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第119号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>2月28日に、池田推進委員と、〇〇さん1人で対応しております。</p> <p>それで〇〇さんの方は、妹さんの方から電話がありまして、2人とも勤めてて対応できないということで、〇〇さんに委任しますということでした。</p> <p>この農地については、もともと亡くなられたお母さんが耕されていたということでした。場所については、1381-1と2は一面になっています。今は、雑草が生えている状態ですが、野菜を作るという話をされています。</p> <p>それと、1412-1も雑草が生えていて、雑木を切ってから道路と同じ高さにしてスイカを作る計画だそうです。以上です。</p>
池田推進	<p>畑はするにしても、お墓は見えないようにするのか良いだろうという</p>

委員	話でした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第119号3番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第119号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川下農業委員及び田久保推進委員からの調査報告をお願いします。
川下委員	2月26日、田久保推進委員、〇〇さん、私の3人で、現状を確認してきました。〇〇さんは入院されているということで、お任せしますということでした。 対価については、これで間違いないということでした。 周辺が〇〇さんの農地ということで、一体的に耕作できるということで買いましたということでした。以上です。
田久保推進委員	川下委員の言われたとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第119号4番について、ご異議ご意見ございませんか。

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第119号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第120号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願いを受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。</p> <p>申請地の農地区分は、3518番の農地は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地となっています。</p> <p>3530番1の農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>調査については2月26日に、〇〇さんと、笹本推進委員と私とで確認をしています。</p> <p>今回が農業用倉庫ということで、〇〇さんが、イチゴを耕作されていたということで、農機具小屋が必要だったため、建てましたということ</p>

	<p>でした。</p> <p>工事期間等の中で、平成7年頃とありますけども、3518番地の倉庫は27年前にあったという話です。もみの乾燥やイチゴのパック詰め作業をしていたということですが、6年ほど前から使用していないということでした。</p> <p>もう1つ、3531番地の方ですが、これについては50年ほど前からあるといったお話をされました。こちらについては、以前は田植機等を入れていて、コンテナ等も入れてあるということでした。</p> <p>先ほど説明したとおり、30年前、50年前とかなり年数が経っており、農業用倉庫ということで特に問題ないかと思えます。</p>
笹本推進委員	<p>〇〇さんの旦那さんが亡くなられていますので、イチゴ自体をやめているそうです。そして、亡くなった時に、何か品物いっぱい盗られたみたいなことを言われてました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第120号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第120号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、証明書を発行します。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定でき</p>

	<p>ず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>調査については2月26日に、〇〇さんと笹本推進委員と、私と行っています。</p> <p>農業用倉庫ということで、実際に運搬車とかコンテナとか管理機等、手前にはトラクターが置いてありました。</p> <p>令和8年1月建築ということで、確定申告相談時に、役場職員から農業委員会に届け出をしなければならないという指導があって、今回の申請に至ったと聞いています。</p> <p>先ほど説明があったとおり、200㎡未満の農業用倉庫ということで、もうすでに建っていますのでどうしようもないかなと思います。</p>
笹本推進委員	<p>倉庫の屋根の部分ですけど、海苔の栽培時に使用するものをうまく使ってつくってありました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第120号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第120号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、証明書を発行します。</p> <p>続きまして議案第121号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>この件につきましては、2月26日に、私と〇〇さん、〇〇さんとで現地を確認しました。</p> <p>内田推進委員は急用で、その日は来れないということでした。</p> <p>この場所については、農地パトロール時にすでに建物が建っていて、今回申請されたということです。内容等間違いないということでした。</p>
内田推進委員	<p>〇〇さんと26日に会いまして、ちゃんと登記までしてよとお願いしました。それと、〇〇さんにも内容等確認して、ちゃんと登記までしてくださいとお願いしました。分かりましたと返事をもらいました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第121号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第121号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p>

	<p>続きまして、議案第122号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（あっせん）、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第122号1番と2番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案説明）</p> <p>本件は1月30日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。</p> <p>今回の農業委員会総会にかけまして、売り主から農業公社への所有権移転、及び農業公社から買主への所有権移転が行われます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>あっせん委員の田島推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
田島推進委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>私もありません。</p> <p>それでは議案第122号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第122号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第122号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議及び協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第33回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 8 年 3 月 3 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 野 口 敏 春

議事録署名者 西 村 正 史